

名古屋市がめざす大都市制度について

■アンケートの趣旨

名古屋市のような人口の多い大都市には、都道府県が行う事務の一部を住民にもっとも身近な自治体が直接行うことができる、特例的な大都市制度が暫定的に設けられています。

本市では、平成26年3月に「名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方」を策定し、圏域における自治体連携の推進と、恒久的な新たな大都市制度である「特別自治市」制度の創設に向けて取り組んでいるところです。

このアンケートは、「特別自治市」等に関する市民の皆さまの認識をおたずねし、今後の取り組みを検討する上での参考とさせていただくものです。

■説明・前提条件

Q1：必須 ・選択数1つ	Q2：必須 ・選択数1つ	Q3：必須 ・選択制限なし	Q4：必須 ・選択数1つ
Q5：必須 ・選択数1つ	Q6：必須 ・選択数1つ	Q7：Q6の選択による ・選択制限なし	Q8：必須 ・選択制限なし
Q9：必須 ・選択制限なし	Q10：必須 ・選択数1つ	Q11：任意 ・自由記載	

- ▶ 年代・居住区・性別の属性は事前に登録されたモニターの属性から取得
- ▶ 比率はすべて、各質問の回答者数に対するパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出（このため、合計が100%にならないことがある）
- ▶ 複数回答が可能な質問については、各項目の比率の合計は通常100%を超える

■アンケート実施期間

令和4年8月5日（金） から 令和4年8月15日（月）まで

■モニター数・アンケート回答数

対象モニター数： 500人 回答数： 465人 有効回収率： 93.0%

■問い合わせ先

調査テーマに関すること
総務局 大都市・広域行政推進室

電話：052-972-2208 F A X：052-972-4418
E-Mail：a2208-01@somu.city.nagoya.lg.jp

調査概要に関すること
スポーツ市民局 広聴課

電話：052-972-3139 F A X：052-972-3164
E-Mail：net-moni01@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

回答集計

※各図表の「N」は、回答者数を表しています。

【参考資料】関連リンク：「名古屋市がめざす大都市制度」パンフレット

(名古屋市公式ウェブサイト)

<https://www.city.nagoya.jp/somu/cmsfiles/contents/0000049/49372/r3panfuzenn.pdf>

<「指定都市」制度について>

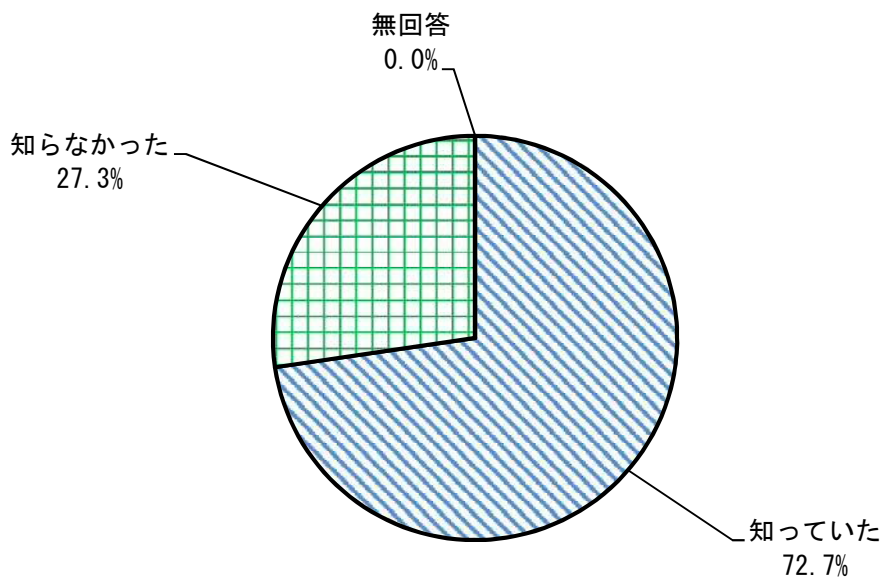
現在、制度化されている大都市制度には「指定都市」と「特別区」があります。

本市や、横浜市、大阪市など全国に20市ある人口が多い大都市を「指定都市」といい、河川の管理や児童相談所の設置など道府県（以下「県」）の事務を市が特例的に直接行うことを「指定都市」制度といいます。

東京都の23区は「特別区」といい、保健所の設置や温泉の利用許可など指定都市より対象の事務は少ないですが、東京都ではなくそれぞれの区が直接行います。

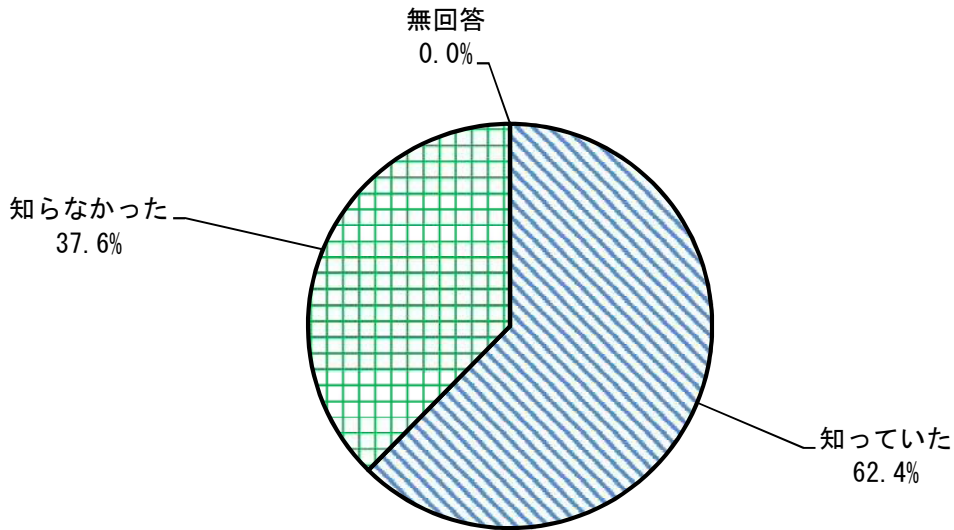
Q1【※必須】あなたは、本市が「指定都市」であることを知っていましたか。（選択は1つ）

N=465



Q 2 【※必須】あなたは、東京都の 23 区が「特別区」であることを知っていましたか。
 (選択は1つ)

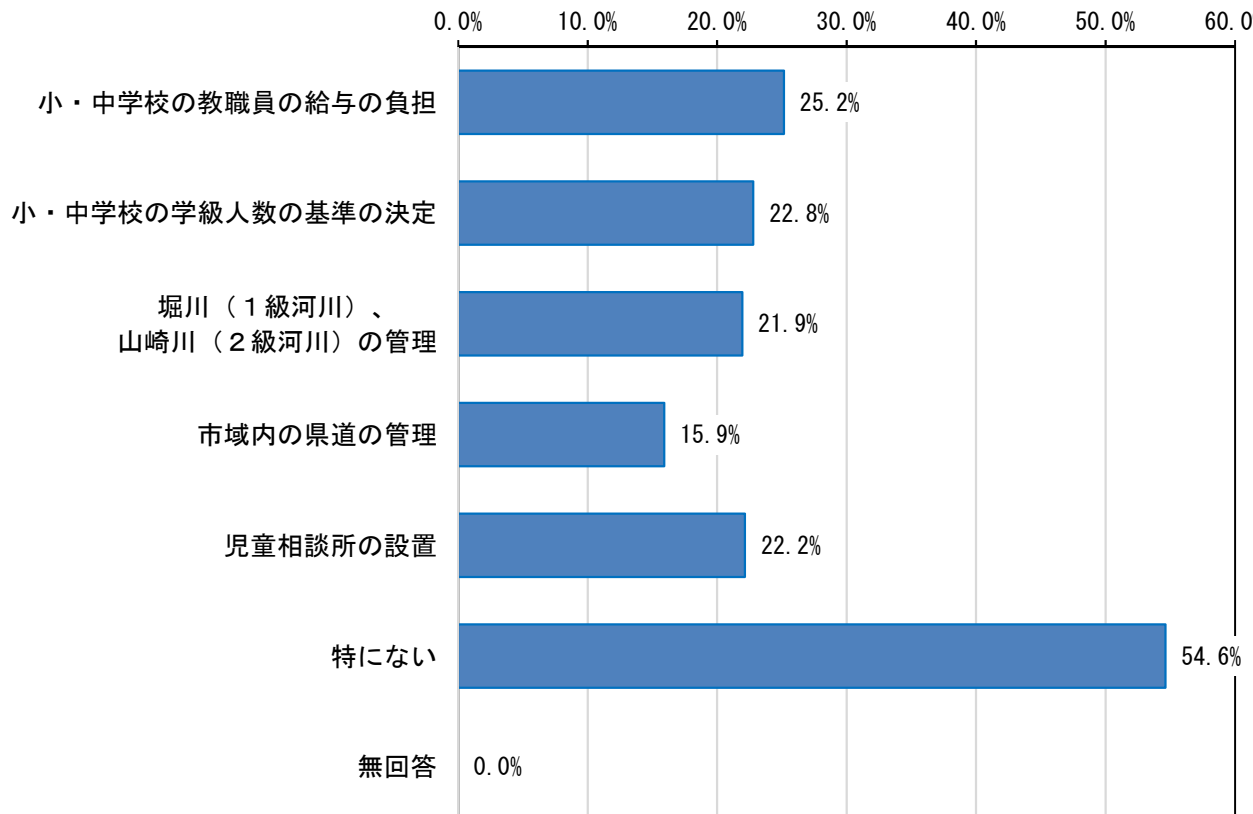
N = 465



これまで、愛知県から教職員の配置や河川の管理などの事務が「指定都市」制度により特例的に本市に移されています。

Q 3 【※必須】「指定都市」が特例的に行っている事務のうち、あなたが知っていることは何ですか。(選択はいくつでも)

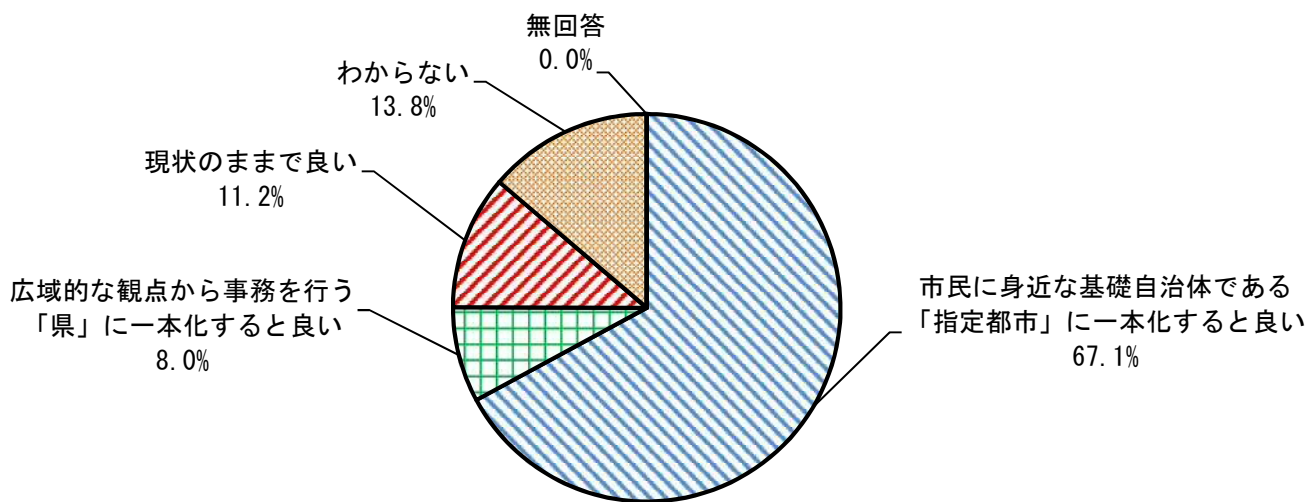
N = 465



「指定都市」の市域内には、図書館や公営住宅のように県立と市立が共在しており、県と「指定都市」で重複する事務があります。これは、選択肢が増えるという面がある一方、県と「指定都市」それぞれに窓口が分かれるため、利用者にとっては手間と感じたり、行政コストがそれぞれにかかるといった面があります。

Q 4 【※必須】あなたは、県と「指定都市」で重複している事務を、県か「指定都市」のどちらに一本化すると良いと思いますか。（選択は1つ）

N = 465



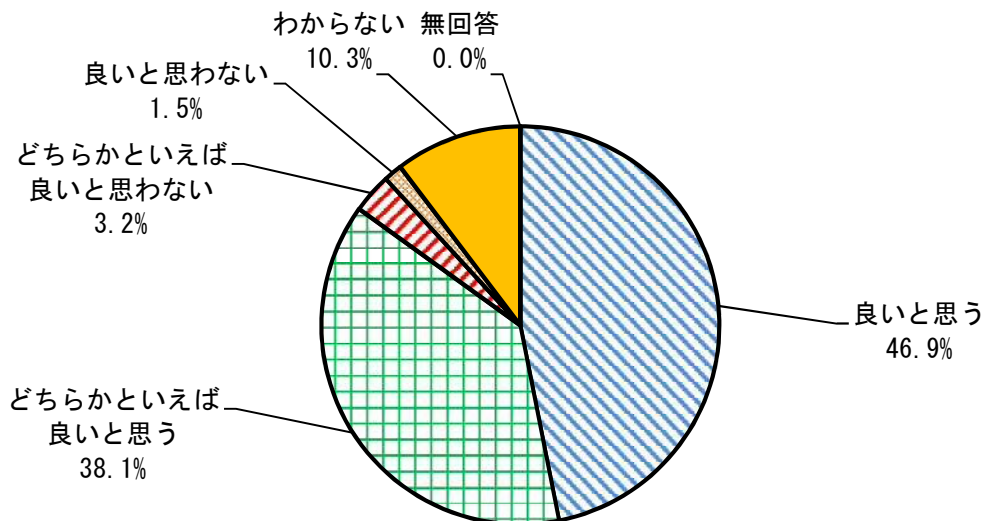
本市は、より質の高い行政サービスを提供するために、市域内における県の事務を積極的に移していくことを目指しています。

これまでの実績では、河川の管理に関する事務が本市へ移ったことにより、護岸改修や川沿いのオープンカフェの実施などを本市独自の判断で行うことができるようになった例があります。

【参考資料】添付2：本市へ事務が移った例（河川管理）

Q 5 【※必須】あなたは、県から「指定都市」へ事務を移していくことを良いと思いますか。（選択は1つ）

N = 465



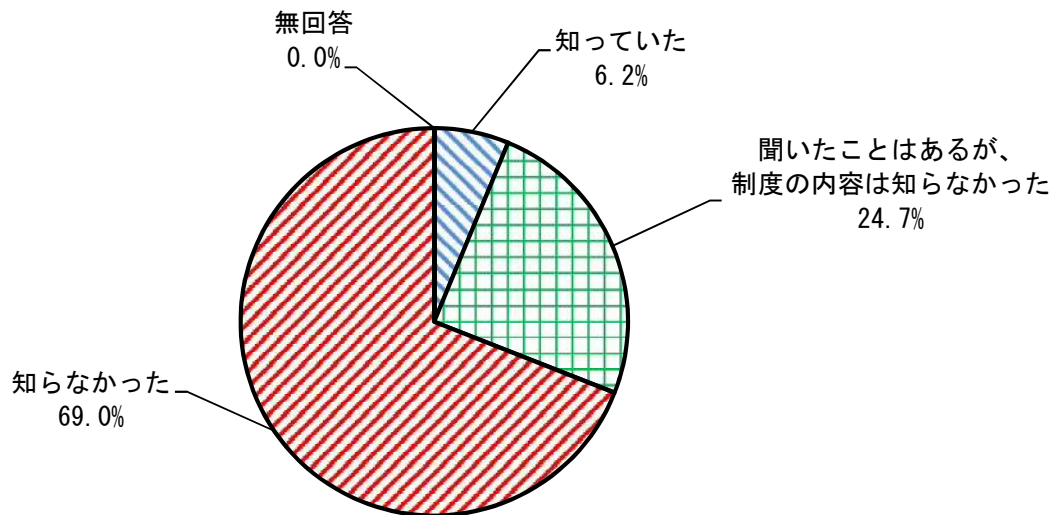
<「特別自治市」制度について>

現在、「指定都市」の市域内において、県が行っている事務（財源を含む）を全て「指定都市」に移す制度を「特別自治市」制度といます。

【参考資料】添付2：「特別自治市」のイメージ図

Q6【※必須】あなたは「特別自治市」制度を知っていましたか。（選択は1つ）

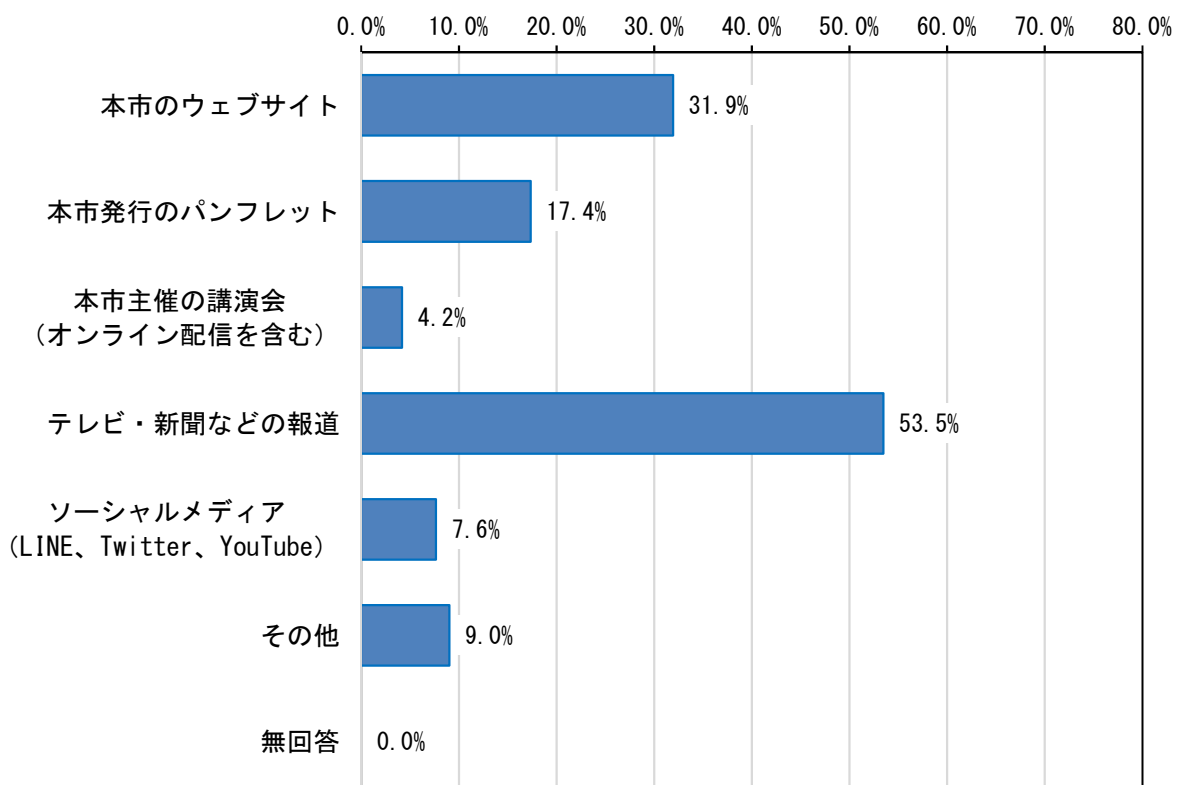
N=465



【Q7は、Q6で「特別自治市」制度について知っていたと答えた方（「知っていた」、「聞いたことはあるが、制度の内容は知らなかった」と回答した方）におたずねします。】

Q7 あなたは「特別自治市」制度を何で知りましたか。（選択はいくつでも）

N=144



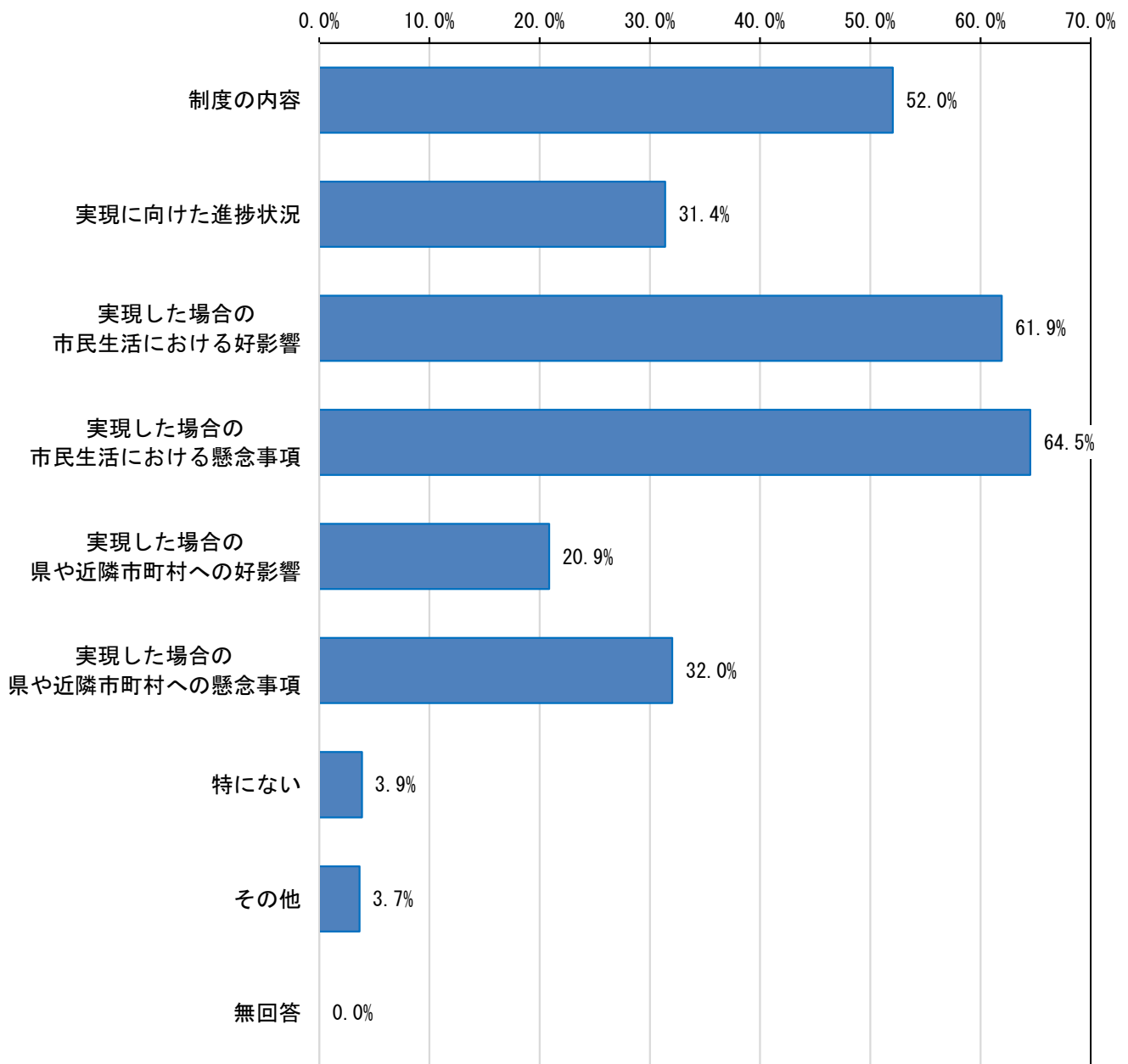
【すべての方におたずねします。】

今後、「特別自治市」制度が実現された場合、県の関与がなくなり、国から直接、補助金等の交付を受けることができ、市政全般について施策の自由度が高まることから、市民の皆さまのニーズを的確に捉えたサービス提供が迅速化できます。

そのため、本市は「特別自治市」制度の創設を目指しています。

Q8【※必須】「特別自治市」制度について、あなたが気になることは何ですか。
(選択はいくつでも)

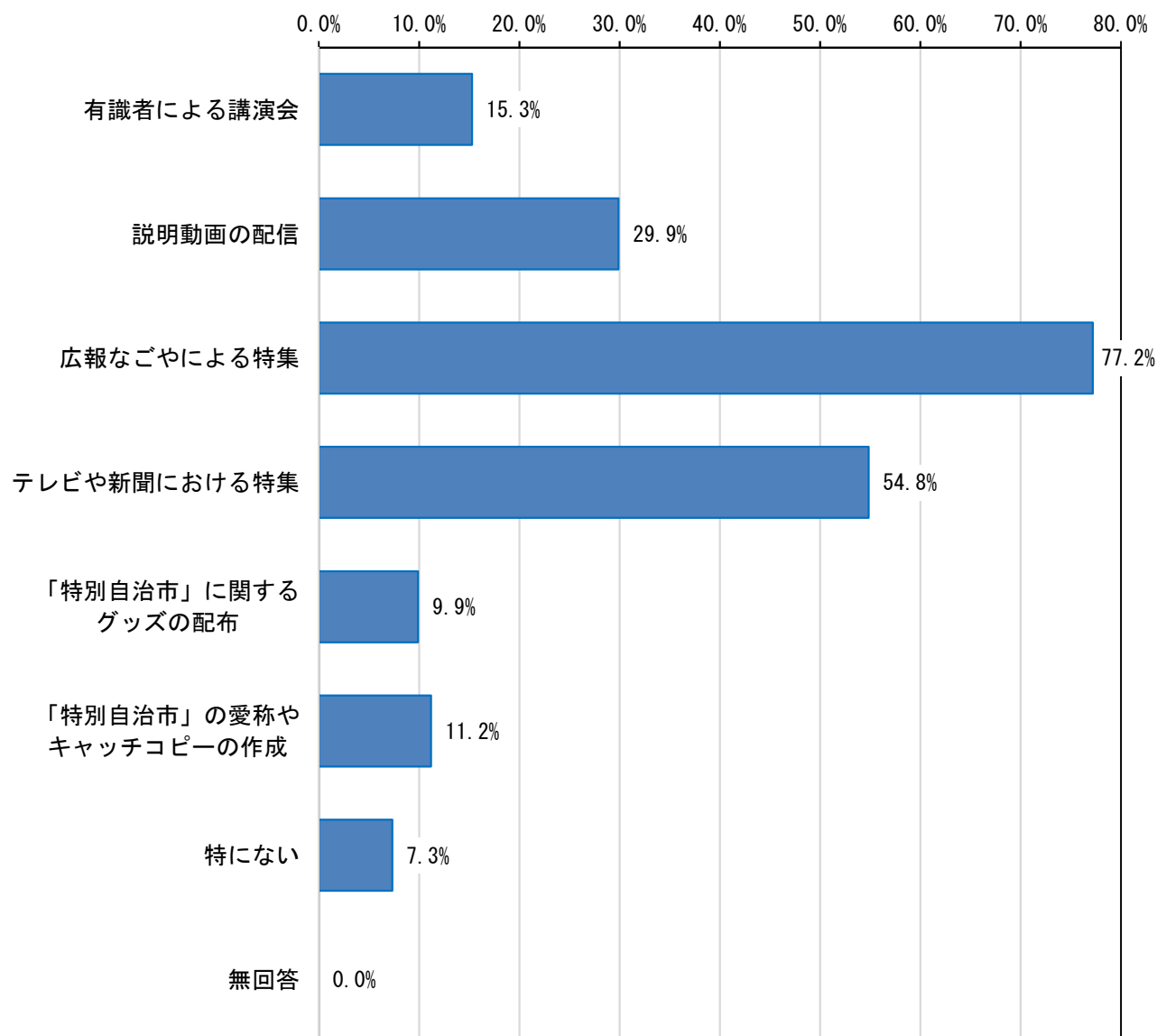
N=465



本市では、市民の皆さまに「特別自治市」制度について周知するため、パンフレットの作成や大都市制度講演会の開催などを行っており、今後は「指定都市」の間で連携し、取組みを広げていくことも検討しています。

Q9【※必須】「特別自治市」を周知する本市の取組みのうち、あなたは何に関心がありますか。(選択はいくつでも)

N=465

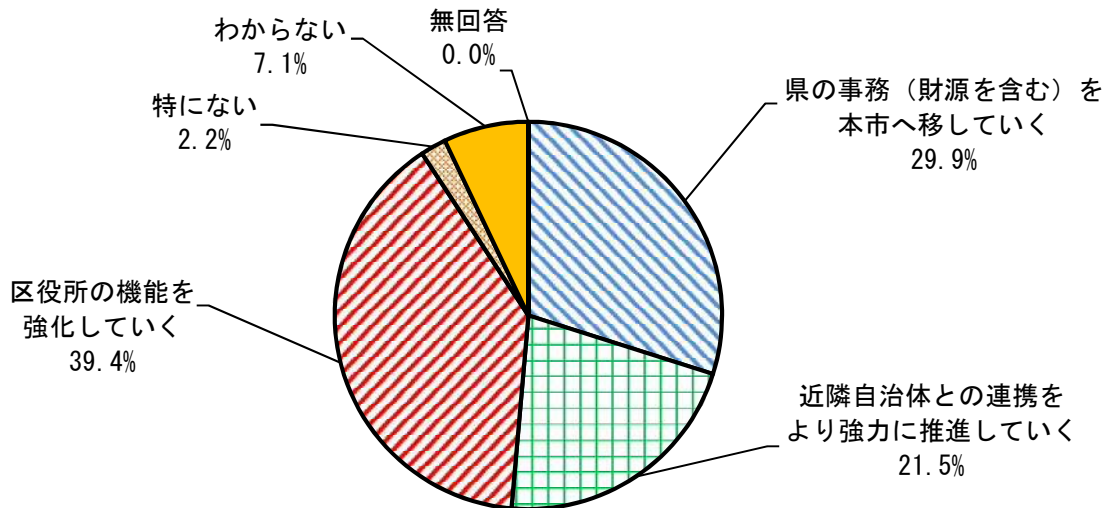


<名古屋市がめざす大都市制度について>

本市が大都市としての役割を果たすため、「特別自治市」制度の創設をめざすと同時に、災害時の生活物資供給の協力など近隣自治体との連携や、多様化する地域ニーズに対応するため区役所の機能を強化するなど、現在でも可能な取組みは引き続き進めていきます。

Q10【※必須】今後の本市の大都市としての取組みのうち、あなたが特に進めたほうが良いと思うことは何ですか。（選択は1つ）

N=465



Q11 本市が「特別自治市」制度の創設をめざしていることについて、ご意見があればご記入ください。

N=194

- ・ 名古屋市が愛知県から関与がなくなり、市政全般について施策の自由度が高まるのはとても良いことだと思います。
実現出来ると良いと思います。
- ・ 愛知県のなかの名古屋市としてより特別自治市としての名古屋市の方が物事を決めたり進めたりするのがよりスピーディに行われるようになると思うので基本的には賛成ですが、この制度を進めるにあたっての課題やデメリットなども市民に提示して欲しい。
- ・ 愛知県にとっては仕事も減るとともに財源も少なくなるので県と十分な協議を行い、市と県双方が納得しWINWINの結果となるようにと思います。
他の市町村、特に隣接市町村から見ると名古屋市が特別扱いされると感じるのではないかと危惧しています。名古屋市も当然その点は十分考慮されていると思いますが双方にとって良い結果になるようにと思います。
- ・ 概要は賛成できるが、全て市に一本化すればよいとは思わない。市には市の県には県の良さや特色があり、両方存続させることで、切磋琢磨して相乗効果を生み出すものもあると思う。
特別自治市になり行政機能が一本化されることによって、市民生活に不便が生じたり、質が低下したりする懸念を抱かないように、市民との対話、情報公開を丁寧に行いながら制度設計をしてほしい。
- ・ 特別自治市の内容がよく分からないので、広く市民の理解を得ることが大事だと思う。

ほか

■属性集計

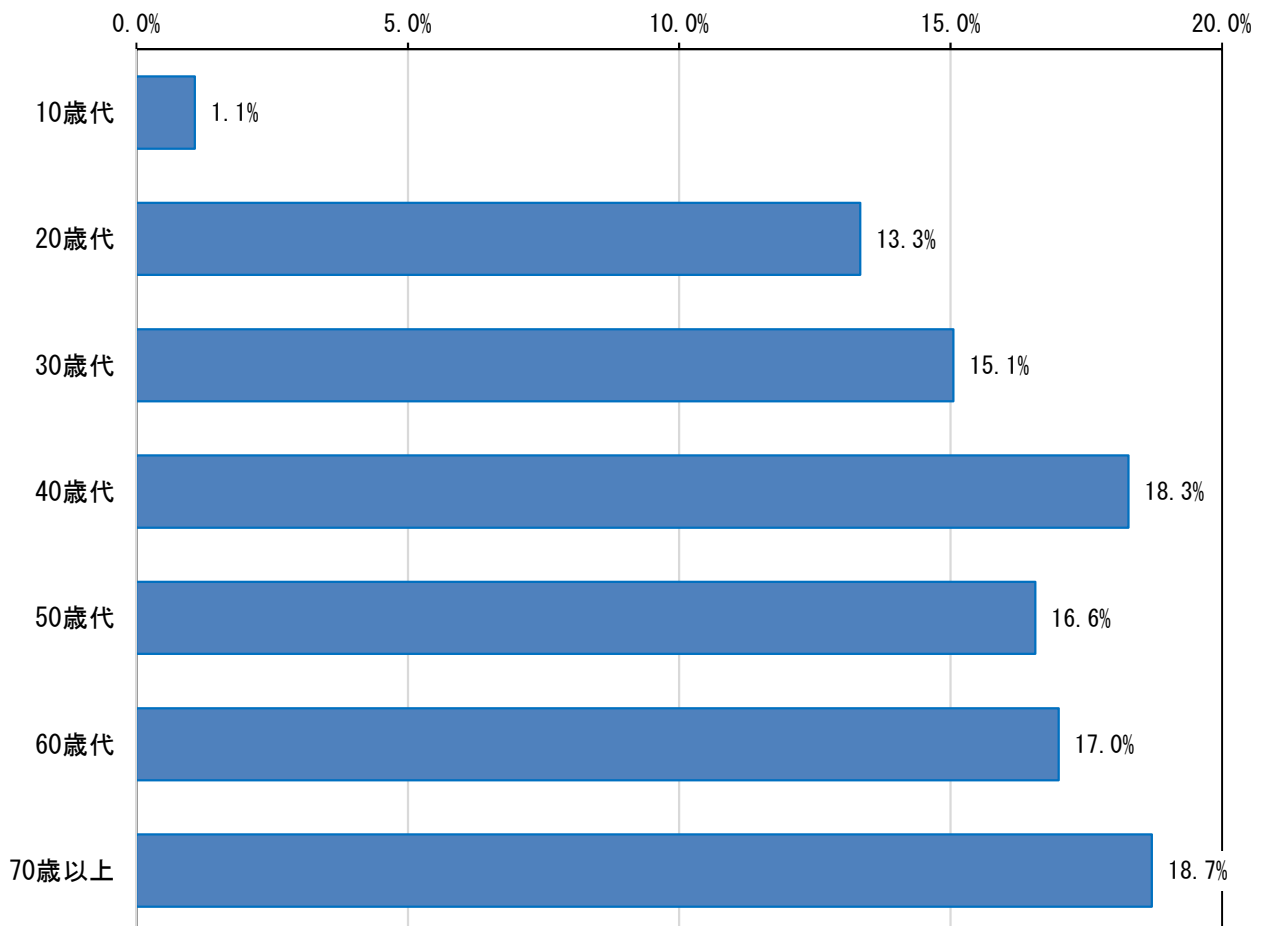
性別

	全体	男性	女性
%	100.0%	50.8%	49.2%
回答者数	465	236	229



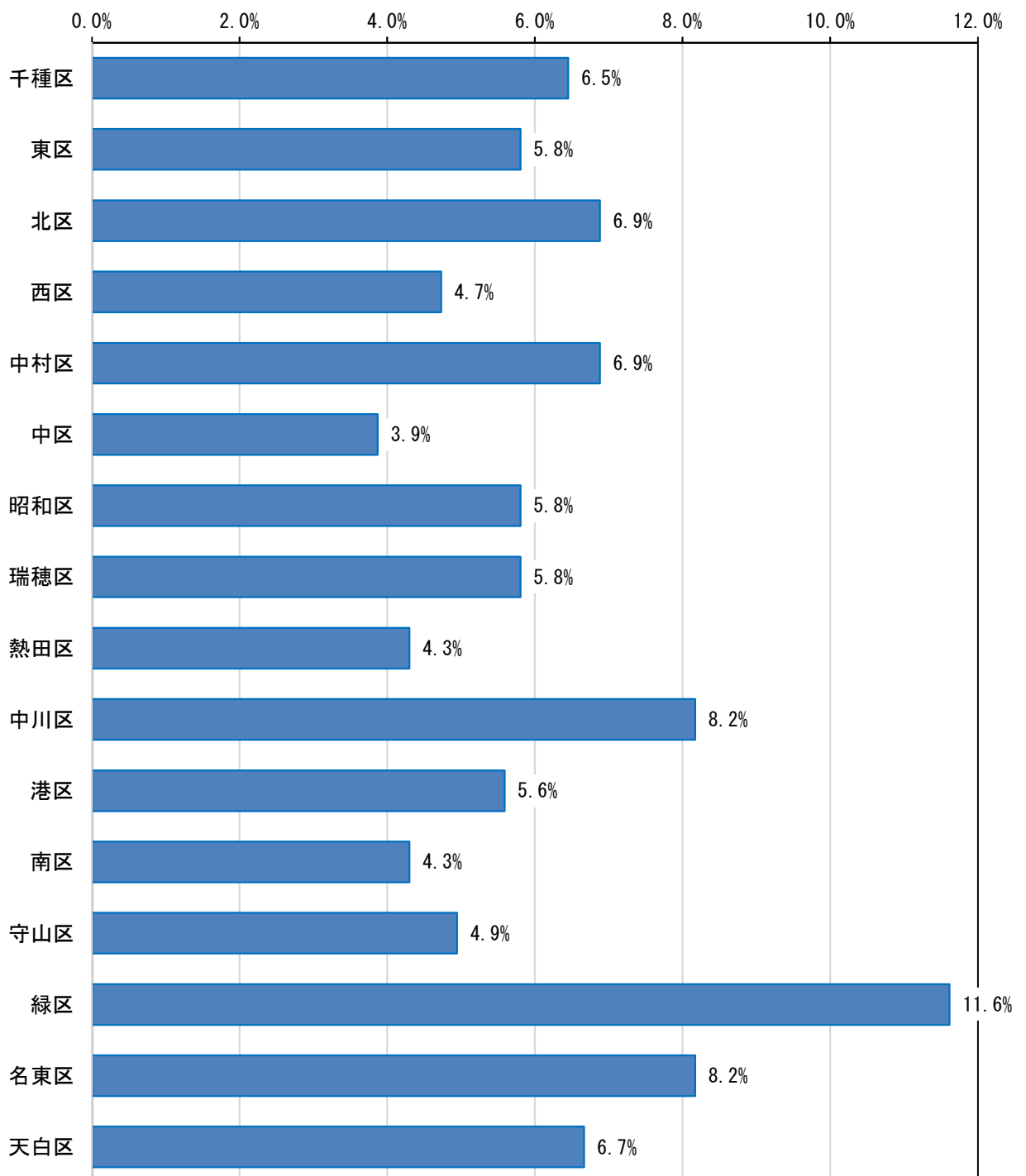
年代

	全体	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
%	100.0%	1.1%	13.3%	15.1%	18.3%	16.6%	17.0%	18.7%
回答者数	465	5	62	70	85	77	79	87



居住区

	全体	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区
%	100.0%	6.5%	5.8%	6.9%	4.7%	6.9%	3.9%
回答者数	465	30	27	32	22	32	18
		昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区
		5.8%	5.8%	4.3%	8.2%	5.6%	4.3%
		27	27	20	38	26	20
		守山区	緑区	名東区	天白区		
		4.9%	11.6%	8.2%	6.7%		
		23	54	38	31		



【参考資料】

添付 1 : 本市へ事務が移った例
(河川管理)

本市へ事務が移った例（河川の管理）

河川の管理は県に権限があり、汚水による臭気等周辺環境の悪化への対策や護岸改修、河川・河岸を活用したまちの活性化などは本市のみではできなかった



本市独自の判断で、護岸改修や川の浄化のほか、オープンカフェの実施がすぐに行えるようになり、他のまちづくり施策との連携をより進められることに！



堀川での船を使ったイベント

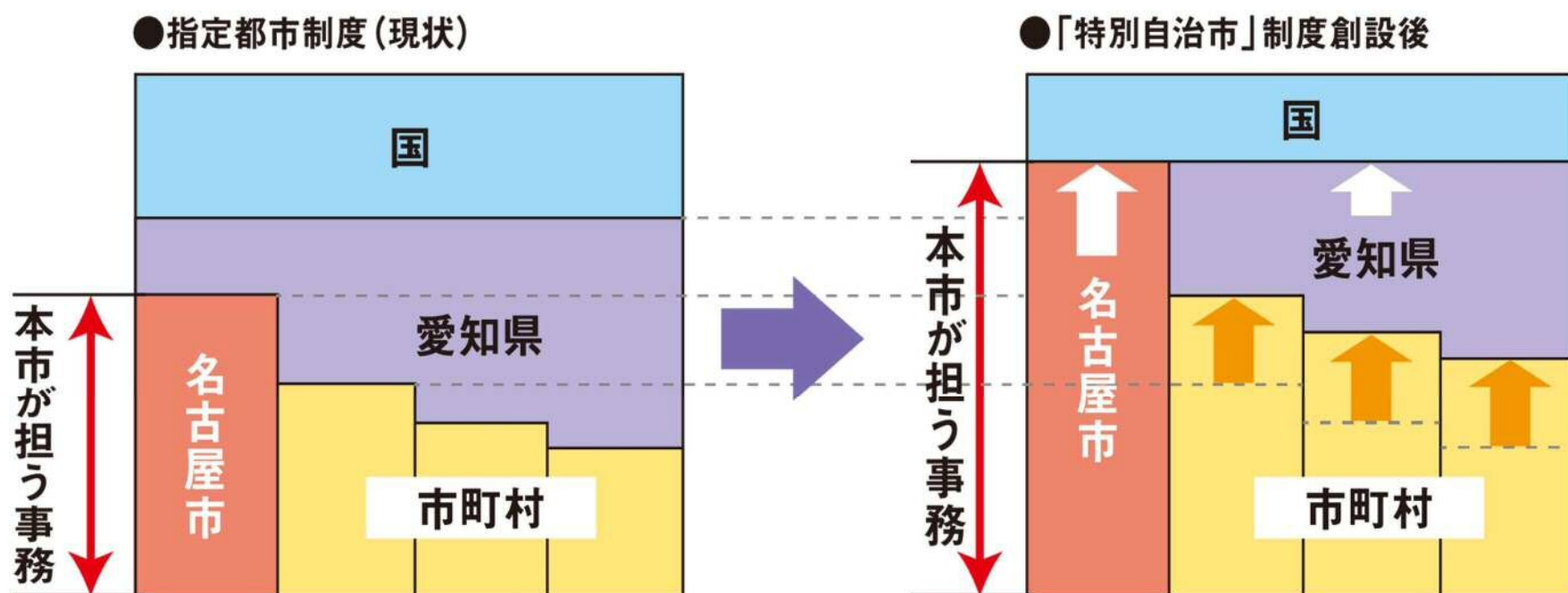


堀川沿いのオープンカフェ

【参考資料】

添付 2 : 「特別自治市」 のイメージ図

「特別自治市」が担う事務のイメージ



愛知県の事務とされているものを含め、市域内における地方が行うべき事務を本市が一元的に担い、行財政面で自主・自立